



インベスコ 店頭・成長株オープン

追加型投信／国内／株式



■本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの販売会社、基準価額等は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

●委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 306 号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

ホームページ

<http://www.invesco.co.jp/>

●受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

インベスコ投信投資顧問



＜商品分類＞			＜属性区分＞			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年1回	日本	ファミリーファンド

上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

委託会社の情報

委 託 会 社 名	インベスコ投信投資顧問株式会社
設 立 年 月 日	平成2年11月15日
資 本 金	4,000百万円(平成25年7月末現在)
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	4,560億円(平成25年7月末現在)

- 本書により行う、インベスコ 店頭・成長株オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年3月18日に関東財務局長に提出しており、平成25年3月19日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年8月30日、平成25年9月2日および平成25年9月18日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興市場（JASDAQ市場、東証マザーズ等）上場銘柄を中心とするわが国の株式を実質的な主要投資対象^{*}とし、投資信託財産の成長を目標として、積極運用を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

ファンドの特色

1

主として、マザーファンド^{*1}受益証券への投資を通じて、新興市場（JASDAQ市場、東証マザーズ等）上場銘柄を中心とする成長性溢れるわが国の株式などに投資を行います。

※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 店頭・成長株 マザーファンド」です。

2

継続的な高い利益成長によって、主として新興市場から比較的早く東証一部へ上場していくと見込まれる企業に中長期的に投資します。

3

銘柄の選定に当たっては、ボトムアップ・アプローチにより高い利益成長が見込まれる企業の中から、成長性を勘案した株価の割安度などを考慮します。

4

JASDAQ INDEX^{*2}をベンチマーク^{*3}とします。

※2 JASDAQ INDEXとは、JASDAQ市場上場の内国株式全銘柄(新株予約権証券、算出対象除外後の上場廃止が決定された銘柄、算出対象組入前の新規上場銘柄等を除きます。)を対象として、株式会社東京証券取引所が算出・公表する株価指数の一種であり、同市場に上場されている株式全体の株価動向を表す指標です。

JASDAQ INDEXは、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、本商品は、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※3 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。なお、ベンチマークは今後見直す場合があります。

1. ファンドの目的・特色

Small
+
Mid

ファンドの投資戦略

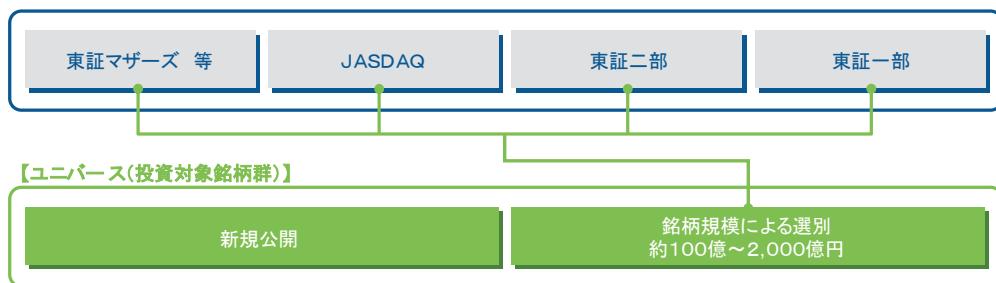
BUY Small Today, but Big Tomorrow

(「今日小さくても、明日大きくなるものを買おう」の意)

ファンドは、継続的な高い利益成長によって、主として新興市場から比較的早く東証一部へ上場していくと見込まれる企業に中長期的に投資します。一般的に、中小型株が大型株に成長していく局面が、企業のライフサイクルの中で最も成長力が高く、株式市場でも脚光を浴びる時期であると考えます。こういった局面に集中投資することによってリターンを最大化するのが成長株投資の狙いです。

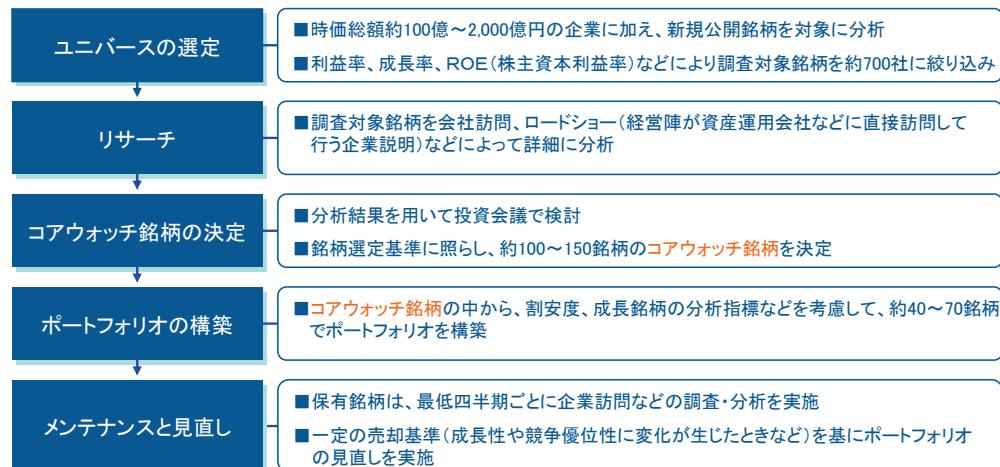
ファンドの投資対象

時価総額約100億～2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄をユニバース（投資対象銘柄群）とします。



* 上記の株式市場以外に、他の国内株式市場の銘柄に投資する場合もあります。

ファンドの運用プロセス



【コアウオッチ銘柄の銘柄選定基準】

ポイント1	ポイント2	ポイント3
常に主導権をもってビジネスを拡大できる企業	経済環境に左右されず、社会的ニーズの変化に対応した商品・サービスを提供できる企業	株主資本が効率的に事業に投下されている企業

* ファンドの運用プロセス等は、平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

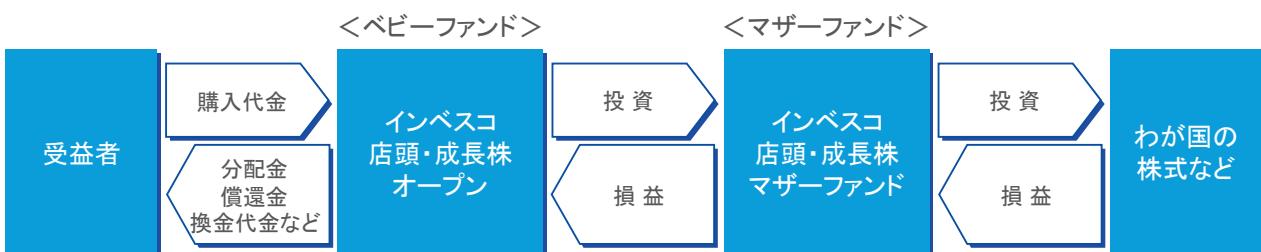
* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。
なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



主な投資制限

株式への実質投資割合 ^{※1}	制限を設けません。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
投資信託証券 ^{※2} への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※2 マザーファンド受益証券は除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定しません。

分配方針

- 年1回の12月21日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

2. 投資リスク

- ファンドは、国内の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
中小型株式への投資リスク	中小型株式は、大型株式と比較して、相対的に発行企業が小規模もしくは新興企業になります。また、一般的に業績変化率が高いことから、株価が大きく変動し、組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。

その他の留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)制度の適用はありません。
- 分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求ることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。
- 短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
- コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
- 運用リスク管理部は、ファンドの運用リスクの分析などを行い、運用リスク管理委員会に報告します。また、コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

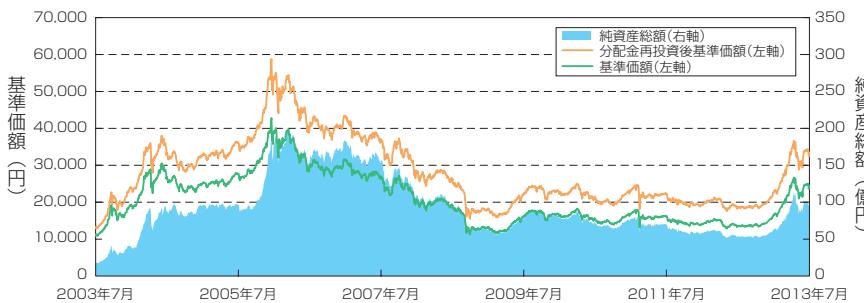
* 上記リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

3. 運用実績

(2013年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



* 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
* 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	23,762円
純資産総額	9,420百万円

■ 期間騰落率

期間	ファンド
1ヶ月	3.5%
3ヶ月	-2.5%
6ヶ月	41.9%
1年	73.9%
3年	53.7%
5年	24.5%
設定来	226.4%

* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

分配の推移

(課税前／1万口当たり)

決算期	2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月	2012年12月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	6,730円

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■ 資産配分

	純資産比
株式	95.8%
キャッシュ等	4.2%

銘柄数	58
-----	----

■ 組入上位5業種

	業種	純資産比
1	サービス業	18.2%
2	情報・通信業	15.3%
3	電気機器	13.4%
4	小売業	6.5%
5	機械	6.1%

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	エンプラス	電気機器	5.5%
2	カカクコム	サービス業	4.1%
3	エイベックス・グループ・ホールディングス	情報・通信業	3.6%
4	スタートトウディ	小売業	3.5%
5	古河機械金属	非鉄金属	3.0%
6	光通信	情報・通信業	2.9%
7	あい ホールディングス	卸売業	2.8%
8	ネクソン	情報・通信業	2.8%
9	タダノ	機械	2.7%
10	サイバーエージェント	サービス業	2.4%

* 業種は東証33分類に基づいています。

年間收益率の推移



* ファンドの年間收益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

* 2013年は7月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

4. 手続・手数料等

Small
+ Mid

お申し込みメモ

購入単位	購入単位および確定拠出年金制度を利用する場合の購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。
購入価額	購入の申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成25年3月19日から平成26年3月19日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:平成5年12月29日)
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が当初設定にかかる受益権の総口数の10分の1を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎年12月21日(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	500億円
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。配当控除、益金不算入制度は、適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入の申込受付日の基準価額に販売会社が定める 3.15%(税抜3.00%)以内 の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	投資信託財産の純資産総額に 年率1.05%(税抜1.00%) を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。								
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>配 分(年率)</td><td>0.5775%(税抜0.550%)</td><td>0.3675%(税抜0.350%)</td><td>0.1050%(税抜0.100%)</td></tr></tbody></table>		委託会社	販売会社	受託会社	配 分(年率)	0.5775%(税抜0.550%)	0.3675%(税抜0.350%)	0.1050%(税抜0.100%)
	委託会社	販売会社	受託会社						
配 分(年率)	0.5775%(税抜0.550%)	0.3675%(税抜0.350%)	0.1050%(税抜0.100%)						
組入有価証券の売買委託手数料、監査費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用の中には運用状況などによって変動するものもあるため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。									

*上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税:普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税:換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

*上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。

*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*法人の場合および確定拠出年金制度を利用した場合は上記とは異なります。

*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。